平成２２年（フ）第７５３号
静岡県島田市横岡587番地の27
債務者　鈴木　征晴
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５９号
静岡市葵区瀬名３丁目47番１号　光ハイツＡ棟201号
債務者　加藤麻希子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５７号
静岡県焼津市五ヶ堀之内287番地の26
債務者　野田　二葉
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１８号
静岡市駿河区谷田43番５―202号、旧住所静岡市清水区草薙45番地の１
債務者　瀧　　栄
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
静岡市葵区平和３丁目９番31号
債務者　海野　仁美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９５号
青森県むつ市川内町桧川川代246番地１
債務者　八戸　幸春
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
青森市大字三内字稲元39番地12
債務者　工藤　純也
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
青森市桜川３丁目10番Ｃ―８号
債務者　太田　英昭
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
静岡県富士宮市山本487番地の18、前住所静岡県富士市宮下109番地の８
債務者　高橋　亨和
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８９６号
静岡市葵区桜木町２番６号
債務者　モリ　ジィーン　ブルトン
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４８号
静岡市清水区村松83番地の２　コーポソレイユＡ102
債務者　中山　　明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２７７号
奈良県香芝市西真美２丁目19番地の74
破産者　中村　大介
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
大分県日田市大字大肥886番地16
破産者　梶原　増枝
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２３４号
宮崎県日向市大字富高1551番地３、住民票上の住所宮崎県日向市上町10743番地３
破産者　黒木　浩二
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４９８号
北海道石狩郡当別町太美町1488番地274　社会福祉法人当別長生会特別養護老人ホーム当別長寿園、住民票上の住所北海道石狩郡当別町太美町26番地76
破産者　柳澤　　淳
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５９号
北海道石狩市花川北７条３丁目58番地　リバーサイドＴＹ203号
破産者　宮下　　晃
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部